

政治倫理審査会記録

令和5年10月19日

【開催日】 令和5年10月19日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時33分～午後3時38分

【出席委員】

会長	松尾数則	副会長	岡山明
委員	白井健一郎	委員	恒松恵子
委員	中島好人	委員	前田浩司
委員	森山喜久		

【欠席委員】

委員	古豊和恵		
----	------	--	--

【委員外出席議員等】

傍聴議員	山田伸幸		
------	------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	辻村征宏		
------	------	--	--

【参考人】

なし

【事務局出席者】

局長	河口修司	局次長	中村潤之介
----	------	-----	-------

【審査内容】

- 1 山田伸幸議員に対する調査請求について
- 2 その他

午後1時33分 開会

松尾数則会長 皆様こんにちは。それでは第6回山陽小野田市政政治倫理審査会を開会します。本日は、古豊委員から欠席届が出ていますので、報告しておきます。本日の議事内容は、皆様に示してあるとおりに進めてまいりたいと思っております。今回は、前回やりました内容をいろいろ審査しました。改めて申し上げますけれど、政治倫理条例第3条第1号と第

6号に関して——第1号は「市民全体の代表者として品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」となっていて、第6号が「市職員の公正な職務執行を妨げ、または当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するように働きかけないこと」に違反しているかどうかを、今から私どもが審査をしていくことになっております。いろいろ審査した結果、どうしても今回は執行部を呼んで、その辺の内容を確かめないとなかなか前へ進めないということで、今回は執行部を呼んで、その辺の内容を聞きたいなと思っておりますので、皆様の同意を頂きたいと思えます。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

中島好人委員 異議あり。そもそも、執行部を全員呼ぶのか。それぞれの意識がみんな違うよ。そういう意識を持った人が1人来て、そうですってそれでいいのか。何のために執行部を呼ぶのか。事実を確かめるなら全員呼べよ。全員呼ぶなら賛成。

松尾数則会長 今回、職務規程等もありまして、権限は基本的には総務部長が持っています。つまり、危険な区域に立ち入っていいか悪いかの権限は総務部長が基本的には持っています。基本的に総務部長を呼んでやろうかと思っています。

中島好人委員 危険な区域ってどこかね。

松尾数則会長 赤と黄色の線ですね。

中島好人委員 地方議員の身分は何か。地方議員の身分を言ってみい。

松尾数則会長 身分って何ですか。（「身分って身分いね。身分しかないわあね。地方議員の身分」と呼ぶ者あり）意味が分からないんですが。

中島好人委員 地方議員の身分も知らんのかね。

松尾数則会長 何か当然あると思いますよ、それはもちろん。その中の何が該当すると言っているんですか。

中島好人委員 市議員というのはね……

松尾数則会長 市議員ですか。

中島好人委員 それなら分かった。

松尾数則会長 市議員がやっていいこととやっていけないことは当然あると思います。だから、市の公共機関に、先ほどから話していますように、赤線と黄線とか、ここは入ってはいけないよというような印がしてあるわけです。そういうところに市議員が入っていいという理由はどこにもないです。

中島好人委員 僕もその件については、もう議会運営委員会でも、何回も言っている。赤のところには入った記憶はない。ただ、議員というのは特別地方公務員、特別職なの。特別の地方公務員なの。だから、僕はそういう立場で、守秘義務もあれば、市の職員とも、その辺のところは、同じ立場で対応していたから。しかし、指摘を受けたから、例えば、職員以外はと規定されているわけ。僕は職員でなく特別職だけど、「そうか入っちゃいけない」ということで、その辺の指摘を受けて、今はそういう条例に基づいて対応していると。それを何のために、職員を呼んで、入ったか入らないか。それを調査するわけですか。

松尾数則会長 そうですよ。（「なら、入ったでええわあね」と呼ぶ者あり）それは中島委員の意見で、今回は……（「なら、入ってないという人がおるんか。事実を確かめて何するの。何の意味があるの」と呼ぶ者あり）いや、だから、基本的には……（「それこそ職員の仕事を妨げることに

なる。このばかみたいなことで。職員は毎日仕事しよる。僕らはちょっと話したって、5分もかからん。仕事を妨げることになる、かえって。呼ぶべきじゃない」と呼ぶ者あり)

岡山明副会長 今日、部長を呼んで、第3条第1号と第6号に適用しているかどうかを聞くと。庁舎管理規定に違反しているかどうかの確認の意味で呼ぶだけです。勘違いされたら困る。

中島好人委員 何の意味があって、職員をこんな場にわざわざ呼ぶのか。その事実があったかどうか調べて、あった、なかったって、そのために呼ぶんだろうからね、あったって、それでどうなるんだろう。

松尾数則会長 いや、そういう行為があれば当然指摘して、それなりのあれはあると思います。

中島好人委員 あった、なかったみたいな話で、職員をわざわざ呼ぶ必要があるのか。

松尾数則会長 あると思いますよ。皆さんに意見を聞いても……（発言する者あり）すみません、審査会でした。（「会長とあろう者が」と呼ぶ者あり）会長は発言権があるからいいんですよ。だから、何か意見がありますか。

中島好人委員 僕はさっきも言ったように、特定のあったか、なかったというので、職員を全員呼ぶのなら賛成です。

松尾数則会長 全員呼ばなくてもいいと思いますよ。担当者だけ呼べばいいんです。この件に関しては、総務部長が権限を持っています。

白井健一郎委員 前回の審査会でも言ったんですけれども、私は、この第3条

第1号と第3条第6号の違反は、例えば形式的に1回違反行為があったからといって当てはまるものではないと思っています。繰り返しになりますけれども、議場における議長の注意や謝罪文の朗読をしなければならぬほどの違法性があったかどうか、悪いことをしたかどうか。だから、それをあらかじめ話し合っておかないと、来て、一度呼ばれました、一度入ってこられました、だけでは判断できないんですよ。

松尾数則会長 いや、判断できないとはどういうことですか。

森山喜久委員 一度とか二度とかではなくて、あくまで今までそういう行為があったかどうかの事実確認をすると。結局、事実確認をしないと進めていけないわけなんで、こういうところでずっと足止めするわけではなくて、きちんと会を進める上でも、当事者も関係者も含めて、必要であれば呼んで確認ということを進めていくべきだと思います。必要であれば全体の合意じゃなくても、決を採ってでも進めるべきだと思いますので、その辺は会長、よろしくをお願いします。

岡山明副会長 白井委員から話が出ましたけど、今回聞くのは、第3条第1号に違反しているかどうかというところまでの話じゃないですから。あくまでも、事実確認をすると。それで、後は聞いて、違反するかどうかという話でありますから、あくまでも今のは事実確認ということです。

白井健一郎委員 だから、第3条第1号に該当した事実があったかどうかを判断するときに、どの程度の行為があったら該当しているのかどうかをあらかじめ話し合っておかないと、何を聞いたらいいか分からないでしょ。

松尾数則会長 それはしかし、内容そのものを（聞き取り不能）するのは難しいなと思います。どういう状況で入られたかどうか、こちらには分かりませんから。

白井健一郎委員 前回たしか、中島委員から、議員になりたての頃のお話とか、それから最近、時代とともにちょっと空気も変わってきて、そしていつからやってないのかという話があったと思うんですね。そうしたら、今年4月1日からはもうやっていないと断言されたと思います。その場合、何を確認する必要があるのかということなんですよ。

松尾数則会長 基本的には、つまり、やっていないと言っているけど、実際あったかどうかの確認ですから。中島委員はそういう話をしましたけれど、まず、そういう行為があったかどうかの確認をする。それで、そのことが第6号に関して、仕事の邪魔なりをしたかどうかの確認をしたいと思っています。

中島好人委員 ちょっと事実のところだけ、今、白井委員の発言で、いつからかというのが、正確には私どもが行為の許可書を提出したのが、令和5年3月31日です。期間は、令和5年4月1日から来年3月31日までの許可を取って、この行為を行っているんです。時系列的に話しました。提出したのはもっと前ですけども、書面上3月31日に提出して、期間は1年ということです。

松尾数則会長 その辺のところを確かめて、今回、執行部を呼んで話を聞きたいなと思っているわけですから。

中島好人委員 これを確かめるんですか。これは市長から印鑑をもらっているんだから。これを確かめるんですか。わや言う。これを確かめるんか。

松尾数則会長 それじゃないですよ。

森山喜久委員 逆に許可書を出された後の行動ではなくて、あくまでそれ以前のところでどうだったのかというところの確認と、法令遵守、議会運営委員会の虚偽答弁とかそういった部分で、今までのところでおかしいと

ころがあるんじゃないかという事実確認も含めて、そのイエロー、レッドゾーンがどうなのかという話になると思います。たしかに、特別公務員、非常勤の地方公務員という位置づけにはなりますけれど、例えば、警察官が来て、例えば、学校の先生が来て、「私らも地方公務員だから入れるか」というと、入れませんよね。県の職員が来てても入れませんよね。そういったことがあるんで、そういった役職の部分ではなくて、あくまで議員としてそういった行動をしたのかどうかの事実確認をすること、それだけです。

中島好人委員 だから、僕は呼ばなくてもいいと。だから、この規定に基づいて、なぜあったかというのは、特別地方公務員という立場があって、守秘義務があれば、だからそういう、地方公務員というか、そういう立場があったから、そういうふうにかウンターの中に入っていったと。しかし、こういう指摘を受けて、きちんと許可書を取って、きちんとやりましょうと訂正したわけでしょ。それは、あったか、なかったって言えば、それはあったと言うしかないです。それを、わざわざ職員に確かめる必要はないと言っているわけです。

松尾数則会長 だから、もう31日以降は立ち入ったことはないと。それは中島委員の意見で、執行部の意見を聞きたいんです。

中島好人委員 31日以降にあったかどうかの確認をするわけですか。（発言する者あり）

松尾数則会長 中島委員、何か発言ありますか。

中島好人委員 それなら、確かめるのは、今年の4月1日から今日まで入ったことがあるかどうか。それを確かめるだけですか。

松尾数則会長 それと、実際に入って、職員の権限もしくは、市民に影響を与

えた経緯があるかないかも含めて確かめます。

森山喜久委員 いや、それ違うでしょ。4月1日以降ではなくて、それ以前がどうであったかというところを踏まえて、ただ、この間でも中島委員からもあったように、あったという事実は認められています。ただ、その中で実際どの程度あったのかは私らも分かりません。それと、職員が勤務時間中に職務を妨げられているのかどうなのかが、7項目に出てくるので、そういったところの事実確認をする必要があるので、やるべきということです。

中島好人委員 職員の誰を呼ぶんですか。

松尾数則会長 総務部長辺りを1人です。

中島好人委員 総務部長1人ですか。

松尾数則会長 これは分かりません、関係者含めて。関係者を呼ぶとなりますから。

中島好人委員 関係者を呼ぶって、誰を呼ぶのかは分からないんですか。

森山喜久委員 ですから、こちらから、とにかく庁舎の管理規定を含めて、責任を持って答えられる人間を要請するという事で、その中で総務部長もしくは総務課長等々の方々が来られる可能性があるということなんです。あくまでこちらが決定しないと向こうも対応できないということですね。

中村議会事務局次長 呼ぶ手段としては2とおります。通常の議案審査の委員会皆さん御存じだと思っんですけど、このときには、議長名で、執行部、つまり市長に対して委員会の説明員の出席要求という形式で出し

ています。もう一つは、執行部の職員を参考人として呼ぶという方法ももちろんあります。参考人の場合は人の指定になりますので、誰誰という個人になります。説明員として出てくれということであれば、市長に対して出して、執行部で判断して、該当する、説明できる職員を多分連れてくるということになろうかと思います。前提としてはもちろん審査会としての議決がないとできませんというところです。

白井健一郎委員 管理規定があると。そういうルールがあると。それを破ったおそれがある。だからそれを確認しよう。それは、すごく真面目に考えればそうなるんでしょうが、まず、そこまでぎちぎちに縛る必要があるのかという問題があります。これは政党の政治活動の一環としてやられているわけですから、なるべくなら制約というか萎縮効果を生じない形で考えたいんですよね。私なんか、規則があってそれを破る。たしかに、それは悪いことなただけけれども、それを全てあげつらって非難するのは、やり過ぎだと思います。例えば、次長からメールで送られてきたものなんですけど、第3条第1号違反についての1のところ。職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことについて、そしてそのあとにこれは請求代表者の意見が書かれています。これを見た他の議員は何でも許されるのか、その節度のなさに議員としての品位を疑われることになったとありますが、私から言えば、政党の政治活動の一環として、ちょっと入ってお話をし、しかもそれが慣例化して許されているとみなされていたときにやるのが、果たしてそんな品位と名誉を保持していなかったとか、職務に関して疑惑を持たれる行為をしたとかに、当たるのか、すごく疑問に思います。

松尾数則会長 それはこれからやろうとしていることです。

白井健一郎委員 順番はどちらでもいいんですが、ただ、やはり呼んで聞くなったら、そういう事実がありましたと言われたら、それはもう、これは第3条第1号違反になるんじゃないかという空気になりますよ、それ

は。だから、初めからはっきりさせとかないと、やっぱり。

松尾数則会長 そうなると限らないと思います。

中村議会事務局次長 白井委員のおっしゃることの意味がやっと分かりました。すみません、ちょっと難しかったので。恐らく、聞くに当たっては、さっき言ったように議決が要るのは皆さん認識がある。白井委員も恐らくその認識ある。ただ、呼ぶに当たっては、もう明らかに例えば政治倫理基準に違反しないようなところまで、呼ぶようなことがあっては、おかしいんじゃないか。先に基準違反になりそうなところをやっぱり絞ったほうがいいんじゃないかという御意見のように私は受け止めました。いかがですか、白井委員、どうですか。

白井健一郎委員 はい、そのとおりです。

松尾数則会長 それは、だから呼んで話を聞かないと分からないところがたくさんあるという気がします。そのために、ぜひとも呼んでから聞きたいなと思っています。

岡山明副会長 白井委員が言われたように、それも当然あるんでしょうけど、30項目出ているんで、その辺の話の下で、やはり執行部側の話を聞くと。これは、今回の政治倫理審査会としてのやっぱり一つの大きな義務とと思っていますので、まずは聞いていくと。後でどう判断するかは、こちらの審査会ですから、まずは聞くと、どういう話やったんかと。日付もいろいろあるんでしょうけど、まずは聞いて、その辺の対応をすると。申し訳ないけど、今回は、まず、執行部側の話を聞くと。今後、ほかの議員も呼ばないといけない可能性もありますから、話を聞いて判断材料とするということで、今回聴取を進めていただきたいと思いますと思っているんですけど、いかがですか。

中島好人委員 その人が全てを把握している状況にあるのかどうかというのも、やはり疑問も感じるわけですし、精神的な気持ちみたいな話になると、全員、それぞれみんな違うわけですから。それなのに、二、三人呼んで、聞いてみて何の意味があるのか。白井委員が言うように、そのことが、刑罰というか、三つの事犯の中身に相当するものかどうか。そんなことで、わざわざ職員の仕事を止めさせて、ここに来させる意味があるのかどうか。僕は呼ぶ必要はないと。ちゃんと審議を進めていけばいい。

岡山明副会長 そうすると、今回は請求者を呼んでいますよね。片方だけです、聞いているのは。請求者だけでなく現場の声はどうなんだということで、両サイドの話を聞く必要があると思いますよ。

中島好人委員 双方の意見を聞く聞くというときには、相反する立場のときに意見を聞くのが筋なんで、それが一致しとるとか、同じ流れの方向であれば、わざわざ呼ぶ必要はない。全く反対のときに、こっちの意見と違う意見のときに、呼んで聴取するというのはあるけれども、岡山副会長が言うのは筋が通らない。

岡山明副会長 それはもう個人的で自分が聞いた上での判断であって、最終的に今回の条例違反になるかどうかは、自分たちが話を聞いて、まずは聞かないと判断材料とできないと思っているんですよ。いろいろあるかもしれない、事情の中で、お互いにそういう話が出てくるんだろうから。その話は、まず審査会として聞く必要がある。これは絶対不可欠と私は思っていますので、そういう意味で、今回そういう執行部に招集をかけて進めていきたいと思うんですけど、いかがですか。

中島好人委員 請求者に対しては、ちゃんとその辺では請求者を呼んで、詳しく話を聞くというルールになっているからいいけど、このたびは、聞か聞かないかは、審査会で決めることであって、それは僕は許可しないという立場を取っているだけの話です。

松尾数則会長 いや、審査会を進めるために、執行部の意見を聞いてみようということなんです。今までずっと皆で話し合ってきた。だから、執行部を呼ぶか呼ばないか、この辺で結論を出しましょう。採決します。執行部を呼んで説明を聞くということに関して、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数により、今回は執行部を呼んで、話を聞きたいと思います。10分ぐらいから再開しますので、お願いします。

午後2時1分 休憩

午後2時5分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、再開します。今回、政治倫理条例第3条第1項、「市民全体の代表者として品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと。」、第6号、「市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限もしくは地位による影響力を不正に行使するように働きかけないこと。」とあります。今回、実は、そういった内容が崩れているんじゃないかという意見書が出まして、職務中の職員に対する議員のこのような行為に対して、議員は何でも行っていいのかとか、そういった内容の質問が出ているわけです。勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことについて、第1号に違反しているんじゃないか。また、第6号では、基本的に市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限もしくは市に関する影響力を不正に行使するような働きをかけないことについて、出入りしている、つまり、恐らく入る扉のところには、赤印や黄印がしてあると思います。基本的には、ここは許可をもらわないと入ってはいけないとなっていると思うんですけど、その辺は間違いないですか。

辻村総務部長 一応、庁舎管理規則によって、職員以外の者については、所属長の許可を得なければ入れないとしております。

松尾数則会長 前例として、今回は山田議員のお話なんですが、許可をしないで出入りしたという実績はあるんでしょうか。

辻村総務部長 許可を得ないかというところで、今問題になっているのは新聞、機関誌等の関係で、配達や集金等の関係の際には入っていらっしやった。それ以外のところも、入っていらっしやいますけど、そういったときに入ってこられたということは確認しております。

松尾数則会長 だから、基本的には部長は許可を与えられたんですか。

辻村総務部長 私は、直接来られることはなかったんですけど、周りを見ておる中で、そういった例えば新聞の購読をされている方、所属長の方もいらっしやいますけど、いらっしやらないときでも置いていかれるというような状況を見ているので、そういったときには許可があったのかって言われれば、その当時はないんじゃないかなと考えております。

松尾数則会長 第6号違反のほうですが、仕事を妨げて集金するということがあったんでしょうか。

辻村総務部長 勤務中に来られるということなんで、当然対応するということがあれば、何らかの形で仕事を中断していますので、そういう意味では、妨げるというか仕事を中断しなくちゃいけないことはあったと思います。

松尾数則会長 時間内でそういうこともあったわけですね。

辻村総務部長 時間内にありました。

松尾数則会長 そのほか、皆さんから何か質問があればお受けいたします。

白井健一郎委員 今回の政倫審の請求代表者が、第3条第1号違反について、職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことと言っているんです。先ほどの部長のお話を聞くと、配布と集金はあったんですけど、勧誘という言葉が入っていなかったんです。それは意図的に外されたんですか。

辻村総務部長 特に意図はありません。勤務時間中の勧誘もありました。

白井健一郎委員 勧誘の仕方というのもいろいろあると思うんですが、私、そういう実際に自分たちの機関誌と売ろうとする執拗な勧誘を見たことはないんですけども、具体的に例えば、配布、集金というのは、配布というのを置いてくだけ、集金というのは今月の幾らかを出してと言って、その人が仕事を一時止めて、財布からお金を出すぐらいだと思うんです。勧誘というのは、必要度に依じて、かなり程度の差があると思うんですけど、具体的に説明していただければありがたいです。

辻村総務部長 他の人の件は分かりませんので、私自身も勧誘を受けましたけども、その場合には、異動等で役職になったときに来られて、購読しませんかという話は受けたことがあります。

白井健一郎委員 あと、条例の第3条第6号違反のほうです。赤旗購読の勧誘、配布、集金があったときに、公正な職務執行が妨げられたと言える程度のもものが、果たしてあったのかというのを私たちは考えているんですけど、その点について何かお考えというか、事実関係があったら教えてください。

辻村総務部長 事実、当然、勤務時間中にそういったことがあるということは、

職務を中断するということになりますので、そういった意味での影響があったとは考えます。

恒松恵子委員 請求代表者から、圧力を感じている人たちがいたかもというお話がありました。圧力を感じるような発言があったかは本人の受け取り方次第ですけれども、圧力を感じた職員がいたか、聞いていらっしゃいますか。

辻村総務部長 今おっしゃられましたように、これは当人がどう受け止めるかというところですので、個別に受け止め方は違うと認識しています。人によっては、それが重荷になったことがあるかもしれませんが、それは人よっての受け止め方とは認識しております。

松尾数則会長 今、部長が話された内容というのは、協定を結んだ令和5年3月31日以後の話ですか。

辻村総務部長 今年の4月以降にはそういったことはありません。それ以前です。過去の話です。

松尾数則会長 過去の話ですね。はい、分かりました。

岡山明副会長 もう1回確認しますが、今言った、勧誘、配布、集金は、勤務時間内にやっているのは、あくまでも3月31日以前の話で、令和5年4月1日以降にそういう活動はされてないということですね。

辻村総務部長 はい、少なくとも、こちらではそういった話は聞いておりませんので、今の時点ではないのかなと思っています。

白井健一郎委員 先ほど所属長の許可という話がありましたが、許可を出す所属長も当然いて、所属長おのおのの判断に任されているということですか。

ね。

辻村総務部長 それぞれ黄色と赤色と色分けして、その許可の基準は、中に個人情報を取扱うとかがありますが、基本的には所属長、いわゆる各課の所属長が判断して、入っていいですよと言われれば入っていいですし、駄目だと言えば駄目だと。その判断をしていただくということです。

森山喜久委員 仮になんですけれど、聞いたことがあるかどうかの話で、所属長が入らないでくれと言われても、何で入っちゃいけないのかと言ってカウンター内に入ったという話も聞いたことあるんです。その辺の事実確認、状況を知っていらっしゃいますか。

辻村総務部長 すみません、事実を確認していません。情報はありません。

森山喜久委員 その辺の状況の分かる方法があれば、確認していただきたいのが要望です。今年の春先ですか、1月か2月に職員に対してアンケートされた中でも、勧誘を受けて圧力を感じたという人が80%程度いらっしゃったと思います。その中で、先ほどの第6号違反の話になるんですけど、やはり、議員が来て、話をされる時点で圧力を感じるという人も少なからずいるのかなと思っています。その辺は把握がなかなか難しいというような話もあったので、改めてアンケートするのも出来ないかもしれませんが、何か聞けるすべがありますか。

辻村総務部長 アンケートをして、その結果について、概要についてはお知らせしていると思いますが、これは本当に受け止める方によると思います。やはり、議員というところで、一般の市民とは違うと感じるところが職員としてありますので、その辺が負担になるというか、いろいろな考えを持たれる方はいると思います。

岡山明副会長 3月31日までは、黄色と赤色のところに入った実績があった

んでしょうけど、肝腎要の4月以降にエリア内に入ったということはないですかね。部長から確認していないですか。

辻村総務部長 一応、4月に改めて通知していますし、それ以降にそういったことがあったという話は聞いておりません。

松尾数則会長 ほかに質疑なければ、部長もお忙しいでしょうから、よろしいですか。いろいろなお聞きした中でも、今回の協定もきちんと守られているみたいですし。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで終わりたいと思います。部長、お忙しいところをありがとうございました。30分まで休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時31分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。執行部を呼んでいろいろ意見を聞きました。これからは、実は山田議員を呼んで話を聞こうというつもりでおりましたが、今日は欠席者もいますので、後日改めて、山田議員からいろいろ話を聞きたいと思います。

白井健一郎委員 前回も言いましたように、呼ぶ呼ぶって簡単に言いますが、呼ぶこと自体非常に不利益なんですよね。御本人さんというか参考人ですか——とにかくきっちり議論を重ねた上で、最終的にどう決めるか分からないですし、それはもう委員長次第ですけども、軽く扱わないでほしいんですよ、やっぱり。どうですか。

松尾数則会長 ただ、内容的に、呼んで話を聞かないと前に進まないでしょ。

中島好人委員 いきなり、山田議員を呼びましようみたいな運びは、よくない

ですよ。審議の中でこれは本人に聞かなきゃ分からない、聞くに値する問題かどうか。そんなことを審査会の中の審議の過程の中で、呼ぶ必要があればいいが、何もなしに急に山田議員を呼びましょうって、そんな運びがあるかって思います。もうちょっと審査会で審議してから、その必要性があるならば、そうしましょう、総意の中で。会長独断で物事を進めるんですか。

松尾数則会長 独断ではもちろんしないですけどね。

中島好人委員 独断でするんかって言って、そうじゃないって言われても、事実、何も諮らずに、次は山田議員を呼びましょうと。独断じゃないか、まさに。

森山喜久委員 この間に出された請求書の関係と、来られて話をした中で、結局前回会長から7項目、細分化して30項目の内容にまとめたのを事務局から各委員に送られています。この中で、これを聞かなくてもいいんじゃないか、これは要るんじゃないかという話の議論も、いるかどうかというのもあるんですけど、結局30項目は聞いてほしいという内容が出されています。それを踏まえて事実確認をするべきだと思いますし、そのためにも山田議員に出席を要請するべきだと思います。

中島好人委員 だから、どことどこを聞くのか。30個全部かね。（「出ている分で、要らないという部分を出せばいいじゃない」と呼ぶ者あり）そこをこの審査会の中で、これが要るか、聞かないと分からんというのは、過程の中ですべき。最初から何で呼ばないといけんのか。だから、森山委員が提案するなら、そこのどことどこを聞きましょうって提案してください。

森山喜久委員 ですから、最初に言いました。30項目です。

白井健一郎委員 これは、請求者がこういう政治倫理審査会を開いてほしいと言って、我々が委員に選ばれた、我々は中立な立場なわけですよ。請求代表者というのは片方の当事者で、もう片方の当事者は山田議員がいるわけです。だから、我々としては、どちらかを前提として、特に請求者を前提として、審議しなくちゃいけないというルールはどこにもないんですよ。むしろ、距離をある程度保って、公正な立場で当事者2人を見なくちゃいけないと思うんですよ。どうですか。

森山喜久委員 ですから、あくまで公正に見るために、山田議員に出てもらって話を聞かないと、片方からの意見だけではいけませんよね。ですから、両方から話を聞きましょうと言っているわけです。

白井健一郎委員 いや、請求代表者は自分が請求を立てるわけだから、しゃべりたくてしゃべりたくて仕方ないって言うところちょっと大げさですけども、この場に出て発言することが望ましいわけです。片や山田議員は、呼ばれることが不利益なんだから、やっぱりそこは慎重に判断すべきなんですよね。立場が全然違います、請求代表者と山田議員は。

恒松恵子委員 請求者から質問の項目がいろいろ出ております。謝罪の訂正記事も出ていない等を代表とする御意見ですが、私たちが審査員として謝罪と訂正記事を見ていない、私自身は見ていない。ただ、ほかの場所でも出たかもしれない。その辺りを確認するのは、非常に不利益かもしれませんが、やはり山田議員個人に尋ねて、そうでなければそうでないとおっしゃっていただければ、それでまた審査を進められると思いますので、ぜひお話を聞けたらと思います。例えば、プライバシーの侵害とか、当事者もいらっしゃるわけですから、誹謗中傷に至って本人はそのつもりはなくても、記事になっておるわけなので、その辺りの謝罪訂正について確認したいと思います。

中村議会事務局次長 白井委員の御意見とは少し違うところがあるかもしれま

せんけれども、条例の第7条第2項、お手元にある方は御覧いただければと思うんです。一応読みます。審査会は、前項の審査を行うため、被審査議員——このたびでいうと山田議員になろうかと思えます——又は調査請求をした者——つまり今回でいうと樋口晋也様になると思えますが——から事情を聴取し、又は資料の訂正を求めることができる。できる規定なので、審査会で必要と認められれば、お呼びすることもできるような規定になっております。ここを見る限りは、両方とも同列の扱いなのかなという気がします。第4項には、必要があると認めるときは関係者の出席をということで、今日、執行部の出席を求めたと理解しております。

白井健一郎委員 話が少しずれますが、確認しておきます。言い方を少し変えてみます。いつも言っている謝罪に値するとか、議長の注意に値するだけの違法性があったかどうかという言い方を変えます。第3条第1号違反のところを読みますと、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、だからこれに違反するというんだから、市民全体の代表者としての品位や名誉を汚したというところまで行かなくちゃいけないし、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしたって、そこまで言われなくちゃいけない。第3条第6号の場合は、市職員の公正な職務執行を妨げ、要するに妨げるだけのことをしなくちゃいけないということが求められているんです。これは私が勝手に言っているんじゃないで、特に請求代表者の議論なんかを見てみますと、形式的に法律違反があった、だから悪いんだ、だから処罰をすべきというふうな論調があるんですけど、やはり、どの程度悪かったのかという判断は絶対必要なんですよ。それを分かってください。

松尾数則会長 白井委員が言われたように、どの程度かも踏まえての審査会なんですよね、だから。

中島好人委員 私が問いたいのは、議員の様々な議会外の活動において、例え

ば、明るいまちがどうのこうのとかあったとか謝罪しないとか、そういうのは確認して何の意味があるんかということ。そもそも、そういう議会外のことを議会がどうこう言う筋合いはないわけで、だから、こういっただことは審査に値しないと。これは政治倫理審査会とは別の問題だと思うんです。それが、事実だったら、けしからんってなるんでしょ。これが審査会の中でそれを明らかにして、項目にあるのか。一つの機関誌の内容が、違っていて問題があると。こういう議会外での活動が、果たして政治倫理審査会で議題にすべき問題なのかどうか。ですから、そういうのも含め、前の2人のは、結局、議会の中の審査に値しないとなって取り下げられているわけです。この件も同じなんですよ、中身は。その人がうそのことを書いたとか、それがけしからんというのは、審査会の中身になるんですか。

岡山明副会長 中島委員が言われたのは、中島議員の個人的な話であって、残りの人の考え方がそれぞれあると思うんですよ。そういう意味で、今回、政治倫理審査会としての形をとらないといけないと思うから、中島議員の考え方としては、そういう考え方をしているということで、一つの参考資料として頭に入れさせていただきます。そういう解釈で進めないと、先に進まないですよ。申し訳ないけど。

中島好人委員 副会長の言葉とは思えないです。これは個人の意見とはまた違って、この山陽小野田市議会の権威というか名誉に関わる問題だと思うんです。そもそも、山田議員がよそで街宣しよったとか、明るいまちにうそが書いてあるだとか、そういうことを政治倫理審査会が立ち上げられて審査している。事実確認をするために本人を呼ぼうとしていると。こんなことでいいのか。副会長とあろう者が。これは私1人の意見じゃない。僕はそう思っています。

岡山明副会長 今言われたように、残りのメンバーにも個人的な思いがそれぞれあると思うんですよ。政治家が尊重すべき政治倫理の基本指針のいう

のを読ませてもらって、政治倫理を担保する行為規範、政治倫理3原則という部分も載っていて、どういう趣旨の下でできたか。こういう文献を見て、政治倫理審査会の在り方はどうなんだと。そういう意味で今言われたように、申し訳ないけど中島委員の発言は、やっぱり一つの考え方で、あとそれぞれ、あと6人、7人おられますけど、その考え方は当然違ってきても当たり前と知っているんですよ。そういうことで、最終的にはそういう政治倫理の3原則にのっとなって落としましょうか、上げましょうかという判断をする材料として、やっぱりいろいろ情報を得る必要があると思うんですよ。そういう意味で、すっと切るんじゃないくて、やはりいろいろな部分でしっかり聞いて前に進まないで、これじゃ進まないでしょう。ある程度進めて、どうするかでしょう。第3条に違反するかどうかで、中島委員からは違反じゃないということでしょうけど、ほかの人の考えもありますからね。森山委員は30項目全部聞いて進めようかということですから、その辺は尊重しないといけないと思います。

前田浩司委員 今回、陳情者から頂いている内容について、ここで本当にこの件だけ確認しないといけないということが決定できるのかどうかということが、まず一つ重要であると思います。いずれにしろ、やはり山田議員を呼ぶには変わりはないと。そうしたら、逆にこういうやり方で進めていったらということの中島委員から提示してほしいです。私は、いずれにしろ、山田議員を呼ばないといけない事情にあると思うので、書いてある相手の方から、書かれている内容の必要部分だけでも、並行して確認していくのが先決じゃないかなと思います。

中島好人委員 だから、前田議員は、どことどこを山田議員に聞くんですか。具体的にここが聞きたいから来てくださいというのがないと、漠然と呼びましょうでは、失礼に当たるんじゃないかと思います。

前田浩司委員 逆に中島委員に、ここはもう聞かなくてもいいということ逆を表明してほしいです。私は、その辺が分からないので、一つずつ必要

なことだけを本人に確認するという趣旨で申し上げたわけです。

中島好人委員 指名がありましたので、どこを聞きたいかということですよ。僕は全部聞く必要はない。基本的に全部必要ない。これが事実確認であろうとなかろうと、何の意味があるのか。そもそも政治倫理審査会が、本来、この項目において審査すべき内容じゃないと思っています。要するに、ほとんど議会外の議員活動、政治活動を進めてきているわけで、それは本人の責任の中で行っているし、それを周りからとやかく言われる筋合いはないと。もし、議会内の活動であるならば、もう3日以内であれば懲罰の対象になるわけです。それだけの厳しい規定があるんです。議員の発言というのは。それは議会外の活動で、ここがおかしい、ここはおかしい、いちいち聞いて何をするのか。だから、僕は全く聞く必要はないと。何を聞きたいんかって言ったら聞く必要はない。だから、呼ぶ必要はないというのが僕の考えです。

恒松恵子委員 例えば、議会運営委員会での虚偽答弁というのと、すごく重い言葉に感じられます。本人は記憶違いかもしれません。その辺りも含めて、政治倫理条例の第7条第3項にあるように、弁明の機会であるとか審査を行うために被審査議員から事情聴取できるという文言にのっとって、あったかどうかお聞きするだけなので、お呼びしてお話を聞けたらと思います。

森山喜久委員 恒松委員が言われたのはごもっともで、政治倫理条例第7条で、結局、第1号にある調査請求の適否というところで、もう既に適で進んでいるわけなんですよ。今度、第2号で、政治倫理基準に違反する行為の存否という中で、請求者から出された項目がある。それが事実なのかどうなのか、あったのかなかったのかというのを、言い方が悪いですけど、中島委員は、一緒に動いているから状況は把握されているので、聞く必要は当然ないとは思いますが。ただ、それ以外の間人は、どういう状況なのかを知りません。それも含めて、どうだったのかを確認する必

要があると。そのために、呼ぶ必要があると言わせてもらっています。白井委員が気にしていらっしゃる「議長の注意」とか「謝罪文の朗読」とかは、またその後の話で、今はあくまでも、その行為があったのか、なかったのかを本人に確認しようということを、この間も岡山副会長とかも言われてきたことだし、その行為全体を前田委員も、一応全部聞く必要があるんじゃないかと言っておられるんだと思います。以上です。

白井健一郎委員 議事運営の問題ですから、委員長の特権だと思います。ちょっときれいな事に聞こえることかもしれませんが、私はこの政治倫理審査会というものを、これだけの時間を立ち上げてやって、いろんな調査までして結論を出す。やはり、最後に何らかのことが実にならないと意味がないと思うんです。例えば、前回、別の政治倫理審査会に入ったときに、最後、何の事情も聞かされずに、はい、取り下げましたで終わりでした。散会になったんですよ。私は全然納得できませんでした。ですから、例えば、今回の点でいうならば、もう今は、勤務時間中の機関誌の配布、集金をやっていないって言うんです。では、過去の行為を取り上げて、処罰のようなことをしてみても、先につながるものは何もない。もうやっていないんだからということなんですよ。やっているならば、注意する意味があるんだけど、今、やっていないならもう注意する意味がないでしょと思っています。もう1点、ちょっと続けていいですか。

松尾数則会長 はい、どうぞ。

白井健一郎委員 私は、第1回目の資料の条例違反の件で、第7点まである、これを見ているんですけど、私の考えをここで言っておくと、まず1は、今終わりました。終わったということは、山田議員を呼ぶ必要はないということです。2番、これは私が以前言いましたが、請求代表者は、自分のチラシといいますか、ビラといいますか、そういうのを作成する手段を持っているんだから、しかも、1,000部以上と聞いていますし、それで対抗すべきだという対抗言論の法理だと思っています。ですから、

2番も——対抗言論の法理というのは、つまり、政倫審に頼らずに自分がピラなどで主張したいことは主張して、自分の考えを訴えてくださいと思っています。次、3番ですけれども……（「ちょっと、ちょっと」と呼ぶ者あり）

岡山明副会長 このまま進めるかどうかという、今もう本題に入ってきているでしょ。

白井健一郎委員 そうですか、分かりました。今の話は終わります。そうですね。（「進め方をちょっと。今、全部やっていきそうな感じなんで」と呼ぶ者あり）

松尾数則会長 基本的にはそういう流れです。

白井健一郎委員 ただ、山田議員を呼ぶか呼ばないかというのは、私たちが決めた1番から7番まで、30項目は補完的にしか使わないということを前回決めましたから、そういう意味での1番から7番までで、どれを山田議員から直接聞かなければ分からないのかということについて議論を進めたほうがいいと思うんですよね。

松尾数則会長 今、基本的に30項目全部聞こうじゃないかという流れで来ているんですよ。聞くべきじゃないかという流れで。7項目だけに限定してやるということですか。

白井健一郎委員 そういう流れは認められません。30項目にいつの間にか変わっているという、そういう流れは認められません。前回、多数決で多数を取ったと思います。

岡山明副会長 そういうことで、山田議員を呼ぶというのは決まったんですよね。話の進め方として、先に項目を挙げて、山田議員を呼ぶということ

ですか。どの項目をもって山田議員を呼ぶかという状況になっているんですか、話の流れとして。

松尾数則会長 全項目という話です。

岡山明副会長 だから、その辺をどう進めるか、それは。

松尾数則会長 決めたわけじゃないですよ。一応、30項目について聞こうという話の流れになっています。

岡山明副会長 この30項目のうち、山田議員を呼ぶ項目をどれにするかという話合いを進めているという解釈でいいですか。

森山喜久委員 もともと条例違反の件で出てきた大項目の7というのは崩れていないんですよ。ただ、その7項目の中で、ちょっとオブラートというか、大き過ぎて分かりにくいところもあるから、それは具体的に示された発言もあって、それらを含めて30項目になると。ですから、前提的な7項目全体という部分は崩れていません。逆に言えば、その7項目を全部示した中で、条例違反の件と示してやるのか、それとも、個別具体的にこのことを聞きたいとして話をするのか。ただ、話を聞く中で、こういった事実があるけどという話、もしくはこういう話を聞いたことあるけど、これはどうなんかと余分なところを聞けないのかという話にもなりかねないので、これだけと絞るのかどうかというのも出てくると思うんですよ。ただ、あくまでその大項目の7というのは崩れていないというのは共通認識としたほうがいいのかと思います。

松尾数則会長 基本的に森山委員が言うように7項目、30項目……

中島好人委員 最初に請求が出たのは7項目ですから、これをきちんとやるのが僕らの仕事です。これ以外は、それを補完するような内容に限って、

というのはもう結論が出ている。だから、1から30までずっとやるんですか、そんなばかなことするなって僕は言うたわけよ。1の項目のどこが当てはまるか、そのぐらい会長が自分でやれって僕は言ったけど、やっぱり事前に、この会議をどうやってリードしていくか、30項目あったら1から30までやるんじゃないくて、30の中の2、3が大まかな7項目のどこに当てはまる内容だというようにきちんと調べて、皆さんどうでしょうかと話すべきではないか。だから、参考になればと事務局が何か出してきたわけだけど、それにのっかってやるのが僕は今日は筋で、わざわざ、なんか30やりましょうとか、また議論をぶり返していくようなことになる。白井委員が1のことはもうないですねと確認取っていけばスムーズに進んでいくのに、僕が何でここまでやらないといけないのかと思っています。

白井健一郎委員 今おっしゃられたとおり1番から7番、これをどうやって進めていくのか。結構つながりがない論点ですよ。よくよく見てみるとばらばらに見えますので、一つ一つ、この後どう進めたらいいかというのを、この後決めていけばいいのではないかと思います。少し付け加えますと、先ほどのどなたかが言われた5番の議会運営委員会での虚偽答弁だけは、呼ぶ必要があるのかないのか、少し検討しなければいけないと思っています。

松尾数則会長 今までの説明で、7項目について話していただいた中を分類したら30項目あるということなんですよ。

岡山明副会長 30項目というのは、七つの項目が全部入っていますね。極端に言いますと、さっき言われたように7項目やればいいんじゃないですか。30項目全部申請者の質問が全部入ってくるんだから。山田議員を呼ぶというんなら、そういう7項目やれば、全部網羅されるでしょ。それでいいんじゃないですか。

白井健一郎委員　ですから、30項目というのは、当事者の1人である請求代表者の側が言っているだけで、我々そこからある程度距離をとって両当事者に公平に物事を見なくちゃいけないんですよね。請求代表者の取り方をそのまま受け入れるということは、つまり、その段階で請求代表者の肩入れをしているのと同じことなんですよ。

岡山明副会長　先ほどから、ずっと白井委員はそういう話されていて理解できるんですけど、やはり私もそういう形になると、両方の意見を聞けないというか、この項目を外すと、請求者のほうがこういう質問をされていて、7項目の中で30の項目の中では入っていないという状況になれば、なかなか難しいということになります。取りあえず、7項目を申請者が出しているんだから、その7項目に対しての話を山田議員から聞く。私は何回も言っているけど、それは必要だと思いますよ。

白井健一郎委員　ですから、総務部長を呼ばれて、我々が疑問に思ったことを問いましたね。それと同じような形で、仮に山田議員を呼ぶとしたら、そういう形で質問するということがいいんですね。30項目の一つ一つを取り上げて、請求代表者はこういうこと言っているけれどもという前提付きで、その全部を網羅的にするんじゃなくて、おのおのが疑問に思ったことを問うて、自分の中で、これはどうだろう、こうだろうということの事実認定をしていくということがいいんですね。

中島好人委員　僕は、事前にメールで送られてきたこの1の項目について、一つ一つ7項目に限って審議に入るつもりでいたけど、1個も入らない。例えば、職員の勤務時間に配布、集金を行っていたことについてと1にある。これについて皆さんどうですかって、もうこれは終わりましたね。だから、2の明るいまちの記事がプライバシーとか事実の確認がないまま掲載したと。いろいろ、ここで事務局が整理した中で、樋口の30項目の中に、2から17番にある。この中で、山田議員に聞かないと分からないものは何か。そもそも明るいまちがどう書こうと、あろうとなか

ろうと、明るいまちの事実に関してここで審議する内容じゃないと思っているんです。それでまた、3番について書いてある。3番は、立入禁止区域に許可なく入ること。樋口の中では18番にある。依頼をして、要請して、お願いしてとなっている。こんな、一つ一つやって、そこを山田君にどうしても聞かないといけん、だけどどこがあるんかということをやっつけていけばいいわけ。それを何かずーっと延ばして時間ばかり、何で一つずつ結論づけようとししないのか。1番もまだ結論出ていない。七つあるうちの1番も結論が出ていない。結論つけていけばいいじゃないか。

岡山明副会長 それは中島議員の主義主張であって、ほかの人はそう思っていないかもしれないでしょ。だから、山田議員に聞いてその話を確認するということです。あくまで今の話は中島議員の個人的な話でしょ。

中島好人委員 この全体の運営の話をしておるわけで、7項目一つずつやっていって、その過程の中で、必要ならば来てくれというのが筋じゃないかと。何も分からないから、この30項目で来てくれって、そんな失礼なことをやっていいのか。議員よ、議員を呼ぶ。それだけの職務もあればいろいろ議会活動もある。そういう中に議会活動に来てくれという、それだけの責任を持って議員を呼ばなきゃいけないわけです。何でもいいから来てくれみたいな話はしたらいけないんじゃないかというのが僕の筋なんですよ。それは俺の意見じゃない。筋じゃないか。

森山喜久委員 すみません、事務局に確認したいんですけど、この間の政治倫理審査会で被審査議員を呼ぶときに、聞きたい項目を全て羅列してくださいといいますか、どういう状況だったのか、記憶のある範囲でいいんで、教えてもらえますか。

中村議会事務局次長 答えとしては覚えていません。覚えていませんが、もう一度おさらいすると、こういう委員会や審査会外の方から聞くときは、

その方に聞かないと分からないから聞くのが前提だと思っていますので、それが全議員で一致するか、議事は多数決となっていますから多数決でするかは会の方針、最後は会の決定事項だと思います、前提は。なので、別にそこにルールはないと思います。

松尾数則会長 中島議員が言われるように、議員を呼ぶということは大変なことだと思っています。認識はしています。ただ、そういう形で、調査書が出て、まとめたら30項目ありました。30項目あるので、できればその30項目を聞くべきではないかなという気がしております。だから皆さんで、話し合ってから決めたいと思っています。

恒松恵子委員 30項目とおっしゃいましたけど、30項目の中で聞かなくてもということもあるので、その都度状況を見ながらでいいのかなと。今ここで決めてお呼びするのは、やっぱり職責もありますので、その辺りで御配慮いただけたらと思います。

松尾数則会長 すみません、言い方がおかしかったかな。もちろん、その辺のところを含めて、皆さんの御意見を聞いてから決めるつもりでおります。

中村議会事務局次長 先ほど言い忘れたことがありましたので付け足します。参考人制度については、この間、中島委員が、この審査会だったか別の審査会だったか覚えていませんけれども、ある程度項目を絞ってと言われたことがあったと思います。このあたりは、いろいろな書籍、文献等にもそのような記載が、たしかにあるのはあります。だから、そうしなければならぬということではないですけども、何を聞きたいかを会の中ではっきりさせるとするのは、大事なことはないかなと思います。

松尾数則会長 7項目でいいんじゃないかとかいう意見ももちろんありましたし、私、個人的には、この7項目の内容は全部30項目中に入っているから、いいんじゃないかなという認識もあるのもあるんですよ。それ

も踏まえて、この中から絞ると言った内容については……（発言する者あり）山田議員に対しては、中島委員が言われたように、議員を呼ぶというのは大変なことというのは、もちろん当然認識しています。ただ、山田議員を呼んで話を聞かないと、政治倫理審査会で結論を出すのは非常に難しいかなと思っています。これは、そういったことやったからいけないとかいう話ではないんですね。今回の第1号と第6号に違反しているかどうかの認識ですから、どうして進めていこうかとなったら、基本的に7項目よりは30項目にまとめてあるから、そちらのほうが便利かなという気はしていただけなんです。

森山喜久委員 取りあえず、山田議員呼ぶかどうかを決議しませんか。

白井健一郎委員 それは聞きたいことが出てきたときに、話合いの中で、ここはやっぱり山田議員本人から聞かないとちょっと分からないってなったときに、呼ぶかどうかで決めるんじゃないですか。先に呼ぶことありきというのは全然分かりません。

松尾数則会長 現実問題としてなかなか難しいかもしれんね。話の途中で呼ぶということが可能であるならまた別だけど。

森山喜久委員 繰り返しになりますけど、第7条第2項の政治倫理基準に違反する行為の存否というところで、本人がしたか、していないかを確認しない中で、これが間違っている、これは違反している、違反していないという判断ができないんですよね。ですから、その行為があったのかなかったのか、そういった行為がどうなのかというところを確認するためにも、山田議員の出席を求めたいと思います。

恒松恵子委員 7項目の中で、他人の土地の無断使用は、したかしていないかは、聞けば済むことだと思います。虚偽答弁につきましては、先ほど申しましたとおり、思い違いや記憶違いもありますから、やはり30項目

という形で呼ぶのではなく、その都度質疑をしながら、審査会にお呼びしたいと思います。

松尾数則会長 内容を絞ってということね。違いますか。

恒松恵子委員 大項目のうち、1とかは今日総務部長から伺いましたから、それは審査会の中でもできると思いますが、逆の視点から確認ができると思います。本人が許可を得て入ったという発言をこの場で聞くだけで、また審査が進めやすくなると思いますので、そのように考えております。

中島好人委員 やはり、この審査会の中で何を審議したのか、1から7までの項目について、何も審議しないうちに呼びましようみたいな話がなぜ先に来るのか。僕らが審議する2番もちょっと審議して、樋口からの項目もこういうのもある。3番もこういうのがある。その辺では、きちんと聞かないと分からんとか、これは聞く必要がないとか、審査会で絞って、聞く必要があるなら絞って、聞く必要があるなら呼ぶとすればいいけど、何の審議もしないのに、職員の職務時間に集金を行ったことについて、以前はあった、今はない。これで終わりじゃないんですか。2番は、明るいまちについて、プライバシーに係るこういうものを書いた。どこかね、それは。どこを聞くんか。審議の中で、ここは本人に聞かないと分からないから、ここは聞きましょう。正副会長で、ここをやるとか、ここは聞こうとか、何も仕事をしていない。

岡山明副会長 申し訳ない。これさっきも言ったと思うんですけど、それは中島委員の話でしょ。山田議員に直接聞いたわけじゃないでしょ。それを今こっちとしては、直接話を聞きたいって、ほかの議員もそういう話なんですよ。それで呼ぼうという状況でしょ。今、中島委員の話はそういうことで、よく分かりますよ。でも、山田議員から直接聞いたわけでもないんでしょうから、その辺は確認の意味で呼んで、原則7項目に関しての話聞くことは必要不可欠だと思いますよ、そういう意味で。

松尾数則会長 暫時休憩、20分から開始します。

午後3時15分 休憩

午後3時34分 再開

松尾数則会長 休憩を解きまして、審査を続行します。話し合うべき大きな項目としまして、今回は、審査対象者の山田議員を呼ぶか呼ばないか、結論を出すため、皆様の賛否を問いたいと思います。

中島好人委員 賛否を問うというのは、多数決になるかと思うんですけども、僕は、やはりそもそも、基本的に、こういう案件が政治倫理審査会で審議されること自体が問題だと思うし、議員が自ら自分の首を絞めるような内容になってしまうわけですね。ですから、もし、どうしても呼ぶというなら、きちんと議会ルールにのっとって、きちんと整理すべきだと思います。僕は、呼ぶ必要はないと思っているし、そもそもこの議会外の活動が、ここで審議されること事態が問題だと思っていますので、呼ぶ必要はないと考えています。

松尾数則会長 山田さんは調査対象者になるんかいね。

中村議会事務局次長 はい、調査請求の対象となる議員です。条例上では、第7条第2項には、被審査議員という言い方になります。どちらかがよろしいかなと思います。

松尾数則会長 それでは、次長からありましたけど、調査請求の対象者として、山田議員を呼ぶかどうか、採決したいと思います。山田議員を呼ぶことに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則会長 賛成多数でありますので、山田議員を呼んで、いろいろ状況を聴取したいと思っています。日にちも含めて、後日にしましょうか。今、決めておきましょうか。今週末か来週頭ぐらいにでも連絡したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）時間もかかりましたけれど、その他何か質疑はありますか。それでは、ここで第6回政治倫理審査会を終わります。どうも皆さんお疲れさまでした。

午後3時38分 散会

令和5年（2023年）10月19日

政治倫理審査会長 松尾数則